

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
参照条文（訓令制定時（26.3.31現在））

○自衛隊法等の一部を改正する法律（平成24年法律第100号）（抄）

（防衛省設置法の一部改正）

第二条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「医師である幹部自衛官となるべき者の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練

第十八条中「）の」を「事項において同じ。）の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

○防衛省設置法（昭和29年法律第164号）（抄） ※前述の平成24年法律第100号による改正を踏まえたもの

（防衛医科大学校）

第十六条 防衛医科大学校は、次に掲げる教育訓練をつかさどる。

- 一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練

2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者（次条において「防衛医科大学校卒業生」という。）その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。

3 第一項第一号の教育訓練の修業年限は六年とし、同項第二号及び第三号の教育訓練の修業年限は四年とする。

4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育又は看護学教育を行う大学の教員の資格の例による。

6 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項は、防衛省令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育及び看護学教育を行う大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項についてはこれらの設置基準の例により、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二十一条第一号の規定に基づき基準が定められている事項についてはこれらの基準の例による。

（学生）

第十八条 防衛大学校の学生（第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。事項において同じ。）の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

2 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

○自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）（抄）

（隊員の採用）

第三十五条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

２ 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２ 隊員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、防衛省令で定める場合を除き、当然失職する。

○自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）（抄）

（隊員の採用）

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、自衛官候補生、学生、生徒及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第七条第一項第一号の規定により任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

２ 自衛官、自衛官候補生、学生及び生徒以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

（試験の方法）

第二十二条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

２ 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

３ 防衛大学校の学生の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、第一項に規定する試験の方法のほか、適応能力試験、討議試験及び体力試験を行うことができる。

（雑則）

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和四十八年総理府令第六十五号）（抄）

（雑則）

第二十四条 この省令に定めるもののほか、大学校の編制その他に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

○自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和２９年防衛庁訓令第１４号）（抄）

（採用）

第1条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）の採用は、この訓令の定めるところにより行う身体検査に合格した者でなければこれをしてはならない。

（身体検査の実施区分）

第2条 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、学生及び生徒の採用のための身体検査（以下「身体検査」という。）は、採用予定者を決定するとき及び採用予定者を入隊させ、又は入学させるときに行うものとする。

（身体検査の実施担当者）

第3条 身体検査は、医師又は歯科医師たる隊員が実施するものとする。

2 医師又は歯科医師たる隊員がいない場合には、隊員以外の医師又は歯科医師に委嘱して身体検査を実施させることができる。

（身体検査合格の基準）

第4条 身体検査においては、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める基準に該当する者を合格者とする。

（1） 男子たる自衛官（第3号に掲げる者を除く。）、自衛官候補生及び予備自衛官補（以下「男性自衛官等」という。）

別表第1に定める基準

（2） 女子たる自衛官（第3号に掲げる者を除く。）、自衛官候補生及び予備自衛官補（以下「女性自衛官等」という。）

別表第2に定める基準

（3） 航空機操縦員たる自衛官

航空身体検査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第1号）第3条に定める操縦要員に対する検査甲の基準

（4） 男子たる学生（以下「男子学生」という。）

別表第3に定める基準

（5） 女子たる学生（以下「女子学生」という。）

別表第4に定める基準

（6） 生徒

別表第5に定める基準

（診断書等による身体検査）

第5条 女性自衛官等及び女子学生の身体検査のうち、肛門及び陰部の検診は、第3条の規定にかかわらず、防衛大臣又はその委任を受けた者の指定する医療機関の医師の診断書の提出をもって当該検診に替え、又は部外の医師に委託して行わせることができる。

（異動時等の身体検査）

第6条 陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊のいずれかの自衛官が他の自衛官になろうとする場合又は自衛官以外の隊員（自衛官候補生、学生及び生徒を除く。）が自衛官になろうとする場合においても、この訓令の定めるところにより身体検査を行わなければならない。

2 前項の規定により身体検査を行う場合には、身体検査を受けるべき者が自衛官である場合にあっては当該自衛官が所属する部隊又は機関の長が当該部隊又は機関において行つた身体検査の成績に基づき、発行する証明書をもって身体検査の実施に替えることができる。

（合格基準の特例）

第7条 防衛大臣は、余人をもって代えることができない職務を担当する自衛官を採用しようと

する場合にあって特に必要があると認めるときは、当該自衛官の身体検査について、別表第1又は別表第2に定める基準の一部を変更することができる。

(委任規定)

第8条 この訓令に定めるもののほか、身体検査の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、防衛大学校長又は防衛医科大学校長が定める。

別表第1～別表第5 (略)

○隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）（抄）

(非常勤の隊員の採用の方法)

第12条の2 非常勤の隊員（予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。）の採用は、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うものとする。ただし、期間業務隊員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

2 前項の期間業務隊員とは、非常勤の隊員であつて、一会計年度内に限つて臨時的に置かれる職に就けるために任用される隊員（その職を占める隊員の1週間当たりの勤務時間が、自衛隊法施行規則第44条に規定する勤務時間の4分の3を超えない時間である職に任用される隊員を除く。）をいう。

3 任免権者は、非常勤の隊員の採用に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 非常勤の隊員として必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合
- (2) 期間業務隊員(前項に規定する期間業務隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。)を採用する場合において、面接及び期間業務隊員としての勤務実績が良好であることにより公募による必要がないと任免権者が認めた場合

○防衛医科大学校規則（昭和49年防衛庁訓令第28号）（抄）

(受験資格)

第6条 医学科学生を採用するための試験は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第4項に定める者（入校の時期においてこれらの者に該当することとなる見込みの者を含む。）のうち次の各号に掲げる資格要件を有する者で自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しないものについて行わなければならない。

- (1) 日本の国籍を有し、志操健全で身体強健な者であること。
- (2) 入校する年の4月1日において18歳以上21歳未満であること。

○事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）（抄）

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務官等 防衛省の事務次官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣補佐官、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条第1項の教育訓練又は同法第16条第1項の教育訓練を受けている者をいう。）、生徒（自衛隊法（昭和29年法

律第165号)第25条第5項の教育訓練を受けている者をいう。)、任期付隊員(同法第36条の2各項の規定により採用された職員をいう。)、任期付研究員(同法第36条の6第1項の規定により採用された職員をいう。))及び非常勤の者でないものをいう。

(2) 採用試験 事務官等を採用するために防衛省が実施する競争試験をいう。

(3) 任命権者 自衛隊法第31条第1項の規定により事務官等の任免について権限を有する者をいう。

(4) 行政職俸給表(一) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)をいう。

(5) 研究職俸給表 一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第7号に規定する研究職俸給表をいう。

(6) 国家公務員採用試験 人事院規則8-18(採用試験)第3条第1項第1号から第5号までに掲げる試験をいう。

○陸上自衛隊看護学生の任用等に関する訓令(昭和32年陸上自衛隊訓令第17号)(抄)

(任用)

第3条の2 陸上自衛隊看護学生試験(以下「試験」という。)に合格した者は、2等陸士である自衛官に採用し、学生を命ずる。ただし、合格した者が自衛官である場合は、その者の現階級において又はこれと同位の階級の陸上自衛官に異動させて学生を命ずる。

(試験等)

第4条 試験を受けることができる者は、日本の国籍を有する者で次の各号に該当するものとする。

(1) 試験の日以後における最初の4月1日において年令18歳以上年令24歳未満の者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定に該当する者

2 前項の試験は、次の各号に掲げる方法による。

(1) 筆記試験

(2) 身体検査

(3) 口述試験

3 前項第1号の筆記試験は、国語、数学、理科及び英語の4科目につき高等学校卒業程度の学力について行う。

4 学生の募集及び採用に関する業務は、陸上幕僚長が行う。

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。))であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

○保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)(抄)

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において一年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
- 二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- 四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法 に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 五 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの